○山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会設置要綱

平成24年４月１日告示第15号

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会設置要綱

（設置）

第１条　協働と交流のまちづくりの推進を図ることを目的とする事業の適正かつ効果的な推進を図るため、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審査会は、山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成24年山武市告示第16号）に基づく市民団体からの提案事業審査方法の決定及び当該事業の審査並びに評価を行うものとする。

（組織）

第３条　審査会は、委員12人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

（１）　公募により市長が適当と認める者

（２）　学識経験を有する者

（３）　総務部企画政策課長

（４）　総務部市民自治支援課長

３　委員の任期は、２年とする。

（会長及び副会長）

第４条　審査会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、必要に応じて会長が招集する。

２　会議は、委員の３分の２以上が出席しなければ、開くことができない。

３　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

４　会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、審査会に諮ったうえで公開しないことができる。

（報告）

第６条　会長は、市民団体提案事業の審査及び評価の結果について、市長に報告しなければならない。

（庶務）

第７条　審査会の庶務は、総務部市民自治支援課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成24年４月１日から施行する。

（山武市市民提案型まちづくり事業審査会設置要綱及び山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会設置要綱の廃止）

２　次に掲げる告示は、廃止する。

（１）　山武市市民提案型まちづくり事業審査会設置要綱（平成20年山武市告示第22号）

（２）　山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会設置要綱（平成22年山武市告示第73号）

（経過措置）

３　この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の山武市市民提案型まちづくり事業審査会設置要綱（平成20年山武市告示第22号）の規定により山武市市民提案型まちづくり事業審査会の委員として任命されている者及び山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会設置要綱（平成22年山武市告示第73号）の規定により山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会の委員として任命されている者は、その任期が終了するまでの間は、この告示の規定により任命され、又は委嘱されている山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会の委員とみなす。

（会議の招集の特例）

４　第５条第１項の規定にかかわらず、第１回の会議は、総務部市民自治支援課長が招集する。

附　則（平成28年告示第５号）

この告示は、平成28年４月１日から施行する。